

# トラックドライバー向け安全指導テキスト [eラーニング動画教材]



# eラーニング動画教材の概要

この動画テキストは、平成13年 国土交通省告示第1366号「**自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督**」の12項目に対応し、全日本トラック協会の「**事業用トラックドライバー研修テキスト（10分冊）**」を基に5つの章で構成されています。

国交省「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う  
一般的な指導及び監督」の12項目

1. トラックを運転する場合の心構え
2. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
3. トラックの構造上の特性
4. 貨物の正しい積載方法
5. 過積載の危険性
6. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
7. 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
8. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
9. 運転者の運転適性に応じた安全運転
10. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
11. 健康管理の重要性
12. 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法

全ト協

「事業用トラックドライバー研修テキスト（10分冊）」

1. トラックドライバーの心構え
2. トラック運送事業と関係法令
3. ドライバーの日常業務
4. 過労運転の防止と緊急時の対応
5. トラックの構造と特性に合わせた運転
6. トラクタとトレーラの構造と特性に合わせた運転
7. 貨物の正しい積載方法と労働災害の防止
8. 危険物を輸送する場合に留意すべき事項
9. 危険の予測及び回避
10. 安全運転のための心身の健康管理

# eラーニング動画教材の概要

## ✓ 各章と「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う 一般的な指導及び監督」の12項目

動画各章	自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督」の12項目
第Ⅰ章	1 トラックを運転する場合の心構え
第Ⅱ章	2 トラックの運行の安全を確保するために順守すべき基本的事項
第Ⅲ章	3 トラックの構造や特性 4 貨物の正しい積載方法 5 過積載の危険性 6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 12 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法
第Ⅳ章	7 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 8 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
第Ⅴ章	9 運転者の運転適性に応じた安全運転 10 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法 11 健康管理の重要性

# eラーニング教材の使い方

この「**事業用トラックドライバー研修テキスト**」を基に、法令で定められたドライバーに求められる役割、使命や遵守すべき内容について学習します。

理解度チェック

- この動画で学習する際には、「**事業用トラックドライバー研修テキスト**」の**関連する分冊**を用意し、動画と併せて使用してください。



- 各章終了後は、振り返りのための「**理解度チェック**」にチャレンジし、理解できたかを確認してください。
- 「**理解度チェック**」は、研修受講記録として保管してください。

## 運転者に対する指導・監督の記録

【第I章 実施記録及び理解度確認テスト】

実施日	<input type="text"/>	時間	<input type="text"/>	
指導者	<input type="text"/>		受講者	<input type="text"/>
場所	<input type="text"/>			
使用教材	<input type="text"/>			
内容	<input type="text"/>			
動画テーマ	<input type="text"/>			

◆理解度チェック及び結果

◆受講者サイン

★以下の問題に、○か×で教えてください。 (第I章)

- 問題1  トラック輸送は、社会的に重要な役割を担っている。
- 問題2  車両1万台当たりの死亡事故件数は、自家用乗用車よりも、事業用トラックのほうが多い。
- 問題3  事業用トラックが第一当事者（加害者）になった事故は、年間1万件（2017年）ほどである。
- 問題4  事業用トラックの事故で最も多い事故パターン（類型）は、追突事故である。
- 問題5  高い位置にあるトラックの運転席にいと、自分本位の運転をしやすい。

★環境に配慮したエコドライブのポイントとしては何が挙げられますか？

・

・

・

・

★模範運転者として、常に配慮すべき心構えとしては、何が挙げられますか？

・

・

・

・

◆指導担当者コメント：

※この記録は、3年間保存してください。

# 第三章

3 **トラックの構造や特性**

4 **貨物の正しい積載方法**

5 **過積載の危険性**

6 **危険物を運搬する場合に留意すべき事項**

12 **安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法**

# 第Ⅲ章

トラックやトレーラを安全に運行する上で必要となる留意点や貨物の積載・固縛方法、安全装置の特性を理解した上での運転などのポイントを学びます。

- ・偏荷重や運行中の荷崩れなどが生じないよう、貨物の積載方法、貨物の固縛方法などについて。
- ・過積載による危険性、運転者に対する罰則、過積載防止のための配慮事項などについて。
- ・消防法等に基づく危険物の性状について整理するとともに、危険物を運搬する場合の基本的な留意事項について。
- ・自動車に備えられている安全性の向上を図るための装置の特性と使い方を理解した運転の重要性について。

全ト協「事業用トラックドライバー研修テキスト」

第5分冊「トラックの構造と特性に合わせた運転」

第6分冊「トラックとトレーラの構造と特性に合わせた運転」

第7分冊「貨物の正しい積載方法と労働災害の防止」

第8分冊「危険物を輸送する場合に留意すべき事項」

章	12項目	全ト協 テキスト	主な内容（取り上げるテーマ）	動画 時間 (分)
Ⅲ	3 トラックの構造や特性	第5分冊 第6分冊 第7分冊 第8分冊	・トラックの特性に合わせた運転 ・トレーラの特性に合わせた運転	18
	4 貨物の正しい積載方法		・偏荷重の発生要因と危険性 ・荷崩れ防止のための走行中の注意	
	5 過積載の危険性		・過積載による事故の要因 ・社会に対する影響	
	6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項		・危険物の種類 ・危険物輸送の基本事項	
	12 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法		・運転支援装置の性能及び留意点	

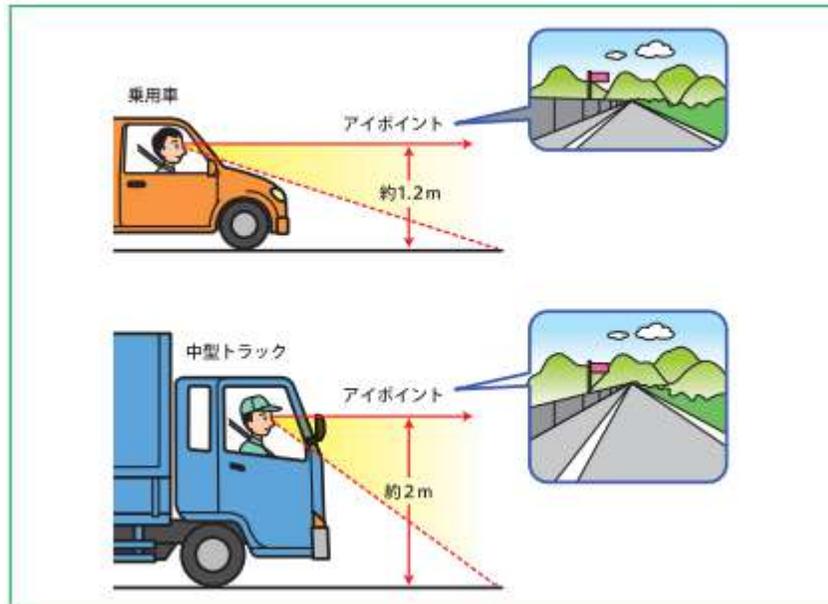
### 3 トラックの特性に合わせた運転

- ・トラックの重量、車高、車長、車幅などの特徴から、死角やスピードなどへの影響があることを理解し、特性に合わせた運転をすることが必要であることを確認しましょう。

#### ・トラックの「車高」に合わせた運転

- 「車高が高い」という特徴は、視点、重心などが高くなることに伴う以下のような特性があります。
- 車間距離を長く感じ、知らず知らずのうちに車間距離をつめ、追突を起こす。
  - 重心が高いため、横転が起きやすい。

図23 トラックと乗用車のアイポイントの違い



### 3 トラックの特性に合わせた運転

- ・トラックの重量、車高、車長、車幅などの特徴から、死角やスピードなどへの影響があることを理解し、特性に合わせた運転をすることが必要であることを確認しましょう。

#### ・トラックの「車高」に合わせた運転

- 「車高が高い」という特徴は、視点、重心などが高くなることに伴う以下のような特性があります。
- 車間距離を長く感じ、知らず知らずのうちに車間距離をつめ、追突を起こす。
  - 重心が高いため、横転が起きやすい。
  - 車高が高いため、周辺への接触を起こしやすい。



### 3 トラックの特性に合わせた運転

・トラックの重量、車高、車長、車幅などの特徴から、死角やスピードなどへの影響があることを理解し、特性に合わせた運転をすることが必要であることを確認しましょう。

#### ・トラックの「車長」に合わせた運転

「車長が長い」ため、**内輪差が大きくなる**特性があります。

- 左折時に左側方の自転車、二輪車・原付、歩行者などを巻き込みやすい。
- 左折時に車体がふくらむ。
- 右折時には車体後部のオーバーハング部がはみ出す。

図24 内輪差

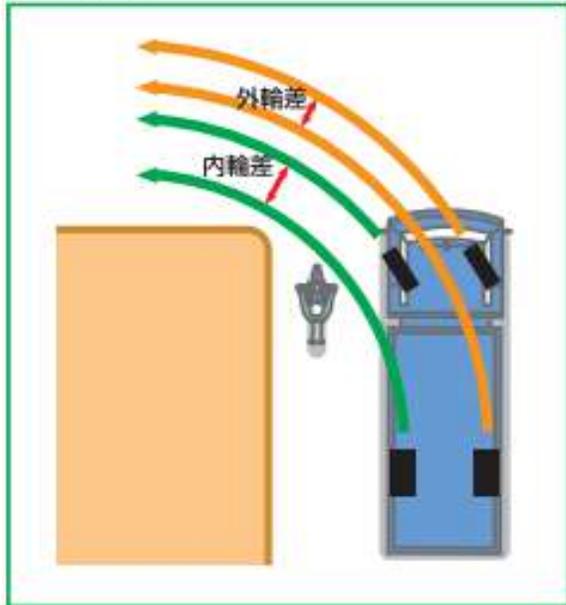


図27 左折時のリヤ・オーバーハングによる事故

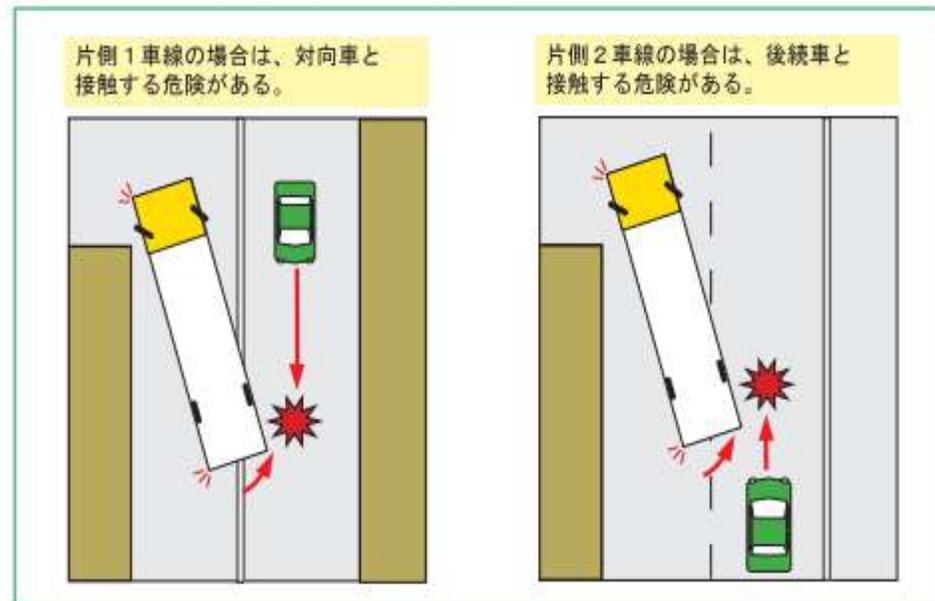
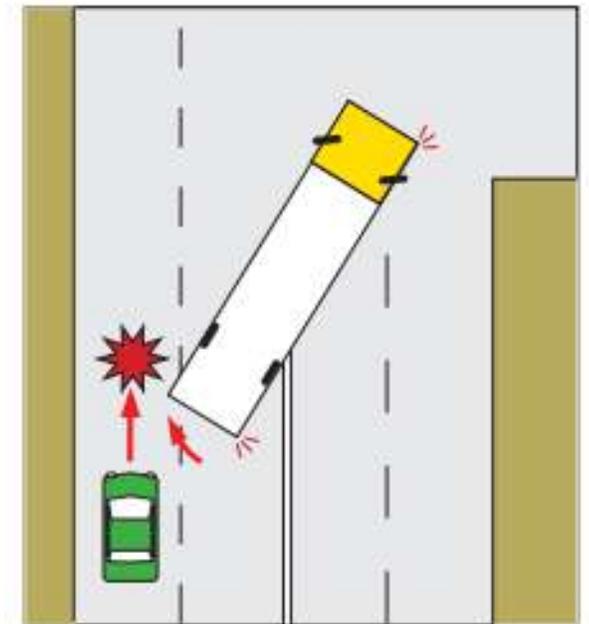


図26 右折時のリヤ・オーバーハングによる事故



### 3 トラックの特性に合わせた運転

- トラックの重量、車高、車長、車幅などの特徴から、死角やスピードなどへの影響があることを理解し、特性に合わせた運転をすることが必要であることを確認しましょう。

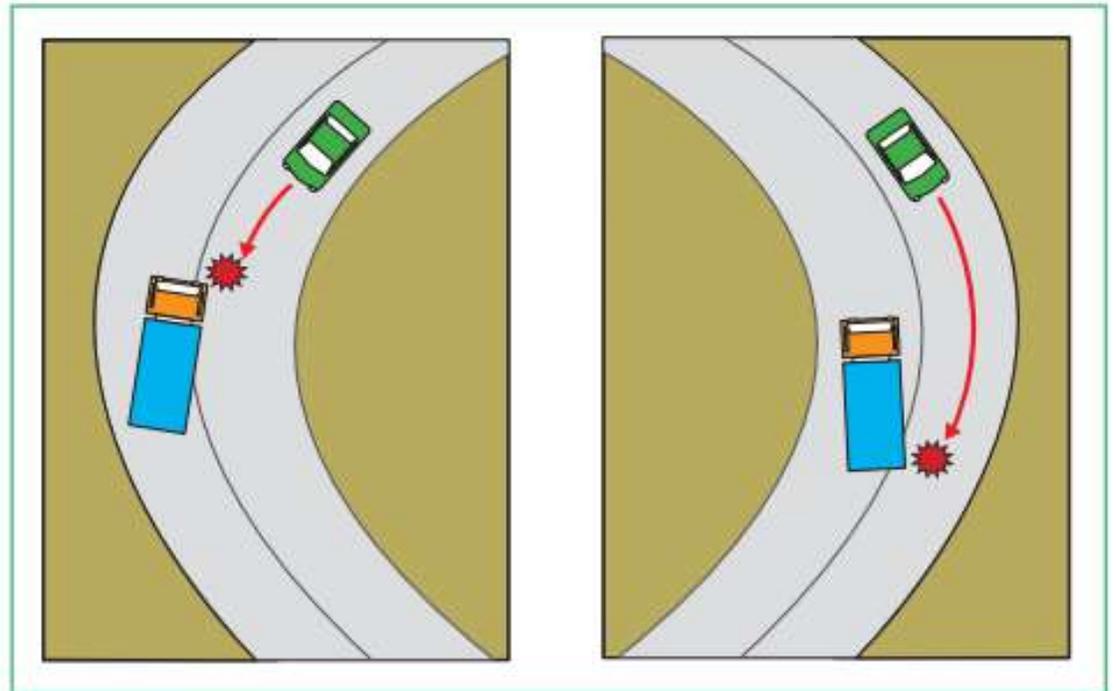
#### •トラックの「車幅」に合わせた運転

「車幅が広い」ため、接触やはみ出しの危険性があります。

- 狭い道路での対向車とのすれ違いで接触しやすい。
- カーブ等での対向車線へのはみ出しで衝突を起こしかねない。



図29 狭いカーブでの対向車線へのはみ出しに注意

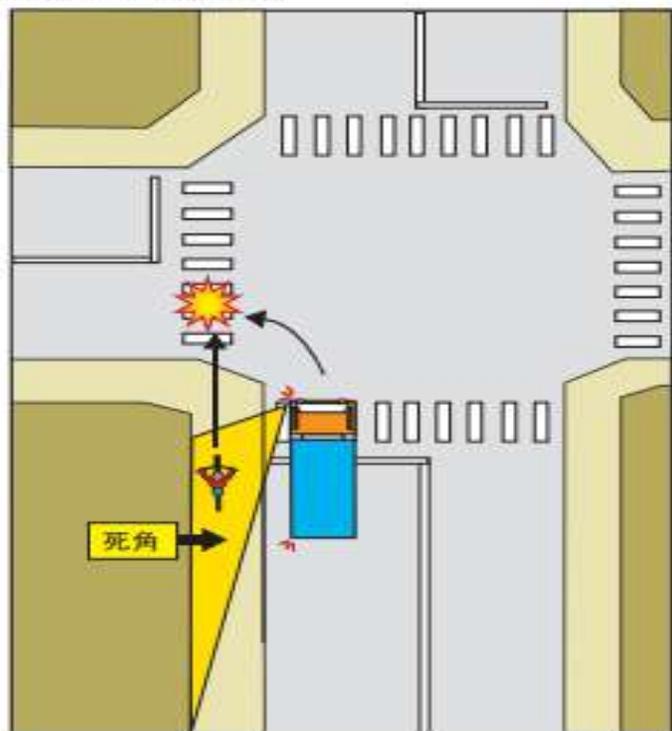


## ・トラックの「死角」

「死角が大きい」ため、後退時などは特に注意する必要があります。

- **左側後方は死角が大きく、バンボディなどの後方はほとんど見えない。**
- **後退時には、一旦下車して安全確認が必要。**

図30 左折時の死角



### ★バックアイカメラ

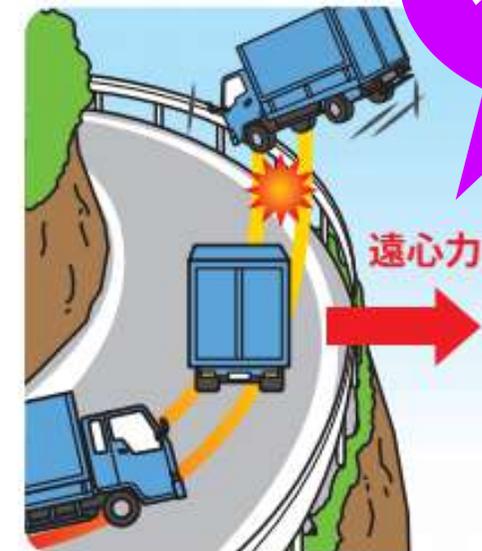
バックアイカメラは、死角を大きく減少させることとなりますが、バックアイカメラにも限界があり、バックアイカメラを使用しているからといって、過信は禁物です。

## ・トラックのスピードの特性

「スピード」は、車体重量の重たいトラックには大きな影響を及ぼします。法定速度を遵守し、十分な車間距離を保つことが必要です。



- ❑ 衝撃力が増大し、重大事故につながる。
- ❑ カーブでは遠心力が大きくなり、横転などの危険性につながる。
- ❑ 制動距離が長くなり、追突の危険性につながる。
- ❑ 雨天時にはさらに危険性が増す。



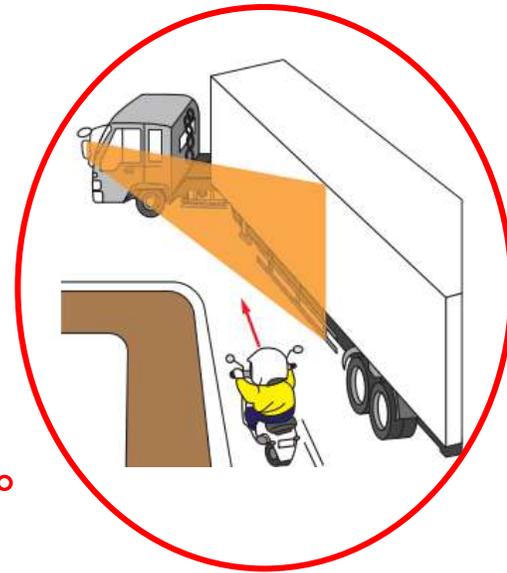
遠心力は  
速度の2乗  
に比例

# ・トレーラの特성에合わせた運転

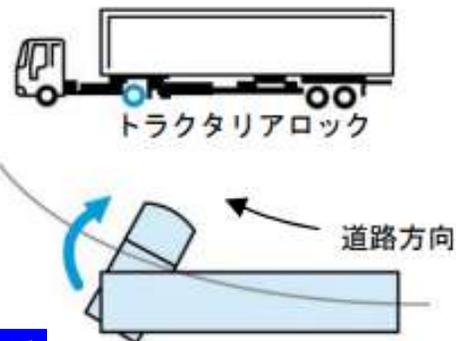
・トレーラは、トラクタとトレーラを連結した車両の一般的な名称です。

ブレーキもトラクタ部分とトレーラ部分に作動するものが幾つかついていることなど、トレーラの特性と以下の注意点についても理解しましょう。

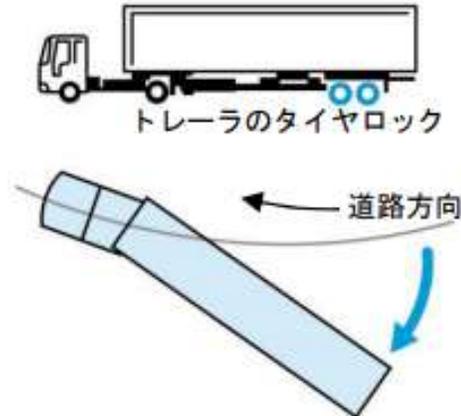
- **内輪差が非常に大きく、左側方の二輪車・原付などを巻き込みやすい。**
- **重心が高く、横転しやすい。**
- **死角が非常に大きく、左後方の二輪車・原付などの発見が遅れることがある。**
- **カーブでははみ出しが大きくなります。**
- **後退時には、ハンドル操作が他車種とは違います。**
- **ジャックナイフ現象、トレーラスイング現象、プラウアウト現象などのトレーラ特有の現象を生じるおそれがあります。**



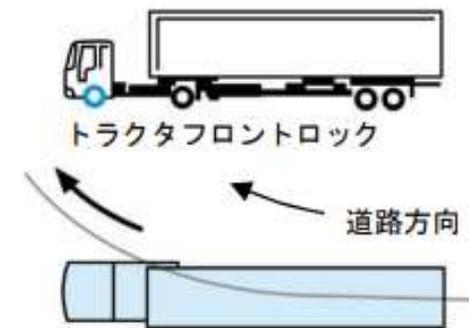
ジャックナイフ現象



トレーラスイング現象



プラウアウト現象



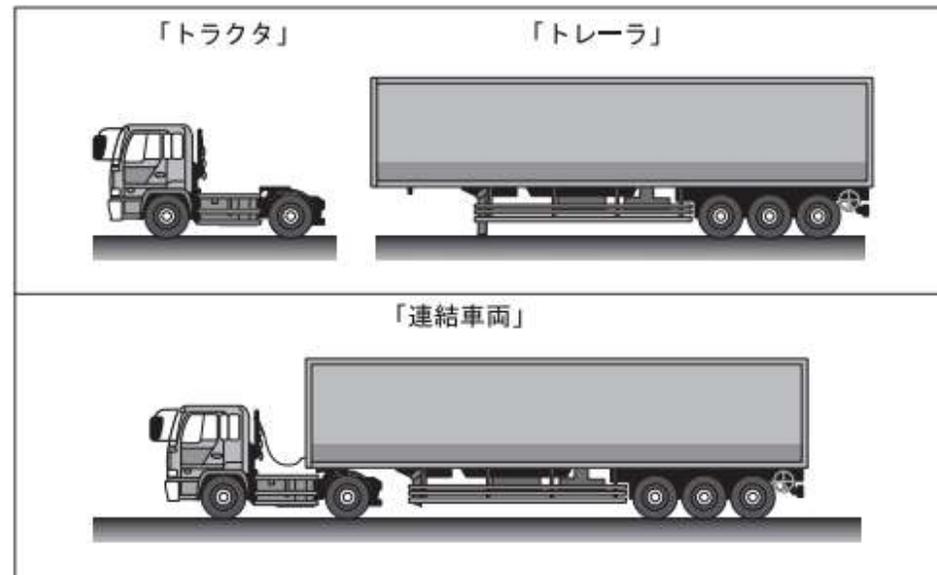
# ・トレーラの特성에合わせた運転

## トレーラの安全運行

トレーラの特性を理解し、安全運行を実践するにあたって配慮すべき点を確認し、常に慎重な運転に取り組むことが大切です。

- トラクタ、トレーラそれぞれを日常点検し、連結後の確認も必要です。
- 特有の現象を防ぐためには、急制動をおこさないことが大切です。
- 横転事故を防ぐには、スピードを出しすぎず、ブレーキには注意が必要です。
- コンテナは、緊締装置のロックが必要です。

トレーラの特性を  
よく理解して  
安全な運転を!!



## ・貨物の特性を理解した運転

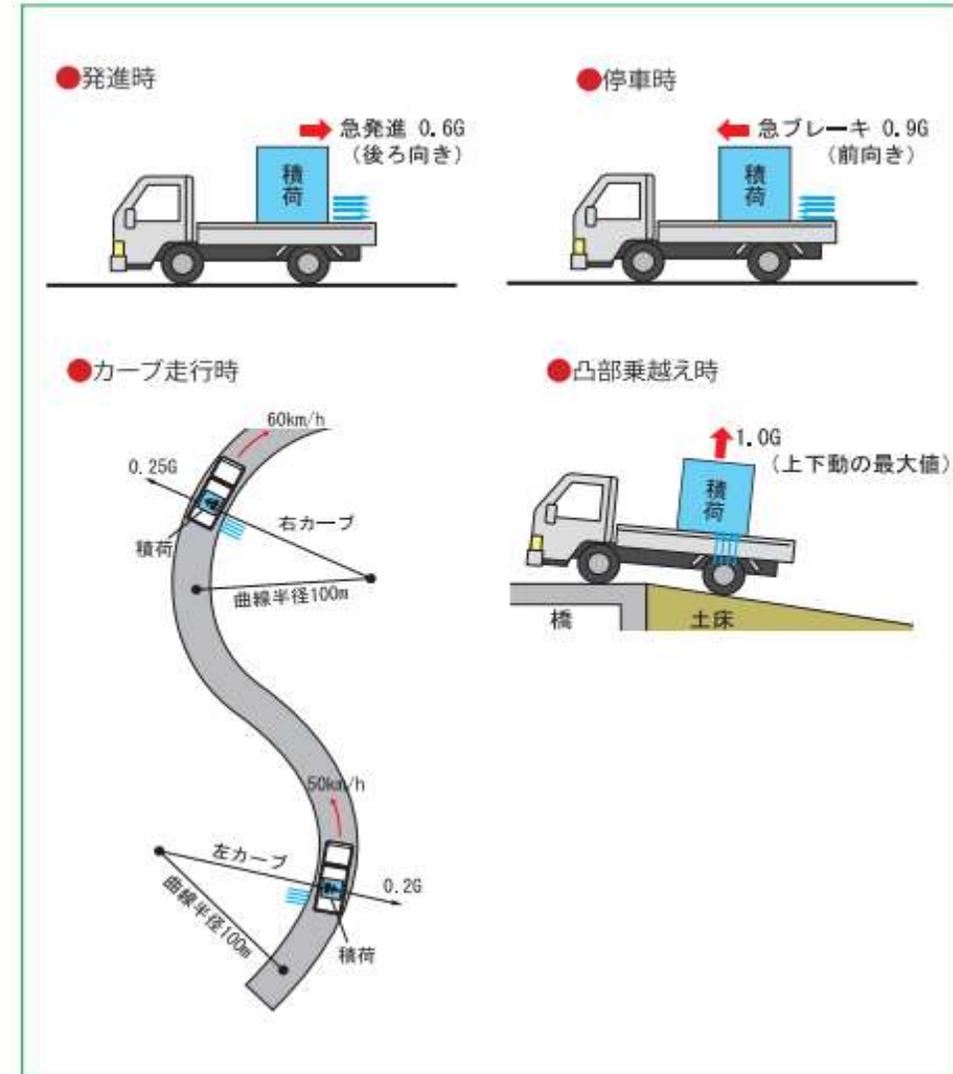
・貨物積載時と空車時では重量差が大きいことから、加減速等の動力性能に大きな差を生じます。

このため、**速度コントロール、ギヤ・チェンジなどの操作が相当異なることを認識し、場合に応じたブレーキやギヤ・チェンジ、ハンドル操作の必要性を認識しましょう。**

また、同時に軸重配分も大きく変わってくるので、ハンドル操作による取り回しや過大なブレーキ操作によるスキッド発生の防止などを習熟する必要があります。



図5 トラックに積載した貨物が走行中に受ける力の大きさ



## 4 貨物の正しい積載方法

### ・偏荷重の発生要因と危険性

偏荷重が発生する要因は、**積荷の積み方や固縛が十分でない**ために生じる場合と、**運行中の荷崩れ**によって生じる場合があります。

偏荷重により生じる危険性を認識し、**偏荷重を防ぐ対策を考えましょう。**



## ・荷崩れ防止の3要素

### ●貨物をキチンと積み付ける



- パレットに貨物を積み付ける。
- ストレッチフィルムを巻く。
- ダンボールなどで隙間を埋める。

### ●貨物をしっかりと固縛する



- トラックと貨物や貨物と貨物の間に余分な隙間を作らない。
- ラッシングベルトで固定する。
- 角あてを当てる。

### ●安全運転に徹する



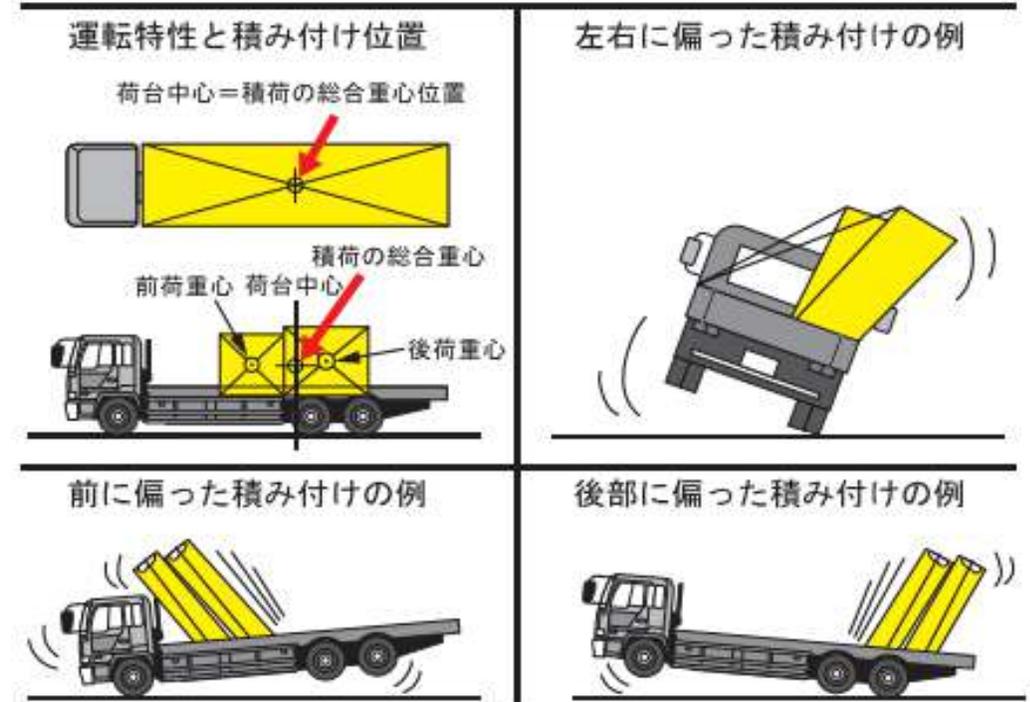
- 急のつく運転をしない。
- 危険を予知する運転をする。

## ・ 偏荷重による運転への影響

偏荷重の状態ですら「急」のつく運転をした場合には、車体に負荷がかかり、横転などの危険を生じます。どのような運転に危険があるのか、理解を深めましょう。

- ❑ **乱暴な急発進によって積荷が滑ることにより、後ろ向きの力がかかります。**
- ❑ **段差や道路の凸凹は、上下方向に力がかかります。**
- ❑ **急なカーブでのスピード超過は、大きな遠心力を生み、横方向に力がかかります。**
- ❑ **とっさの急ブレーキによって積荷が滑ることにより、前向きの力がかかります。**

## 重心が横転を起こす!



# ・安全輸送のための積付け・固縛の方法

積載制限として、長さ・幅・高さなどの制限が規定されるなど、積載のルールが規定されています。ルール上の制限について遵守しましょう。

- **長さ**：自動車の長さの 1.1 倍以下、かつ車体前後から自動車の長さの 1/10 を超えてはみ出さないこと。
- **幅**：自動車の幅を超えないもので、かつ、車体の左右からはみ出さないこと。
- **高さ**：地上から 3.8m 以下。

## ・荷崩れしない積付けの方法

積荷の形状に合わせた正しい積付け方法があります。積付け方法を十分に理解し、偏荷重の起こらない積付けを行きましょう。

- **荷扱い指示やマークに従った積付け。**
- **混載貨物の場合は積付けの順序や形状を配慮する。**
- **重量が大きいもの、長尺物などは重心位置に特に配慮する。**

積載制限の内容

長さ	自動車の長さの1.1倍以下、かつ車体前後から自動車の長さの10分の1を超えてはみ出さないこと
幅	自動車の幅を超えないもので、かつ車体の左右からはみ出さないこと
高さ	地上から3.8m以下



分割出来ない荷物を運ぶ場合

- 昼間: 0.3 m以上の赤色の布
- 夜間: 赤色の灯火又は赤色の反射器



## 5 過積載の危険性

### 過積載による事故の要因

- ・過積載によって、以下のような状態に車両が陥りやすくなる危険性があります。
  - 制動距離が長くなります。
  - 衝突時の衝撃力は重量とスピードに比例して大きくなるため、被害が大きくなります。
  - 高重心になりやすく、バランスを崩しやすくなります。
  - 下り坂ではスピードが出やすく、ブレーキへの負担が多くなり、ブレーキライニングが加熱してブレーキが効かなくなる**フェード現象**を引き起こすおそれがあります。

### 社会に対する影響

- ・過積載は、以下のような状況を引き起こすこととなり、社会に大きな影響を及ぼすこととなります。
  - ディーゼル車の排気ガスには有害物質が含まれているため、光化学スモッグや酸性雨の原因となるだけでなく、人体にもさまざまな影響をもたらしています。過積載運転では、通常走行よりも低速ギアでエンジンを高回転させる走行となるため、環境に一層の悪影響を及ぼします。
  - 過積載は、自車のタイヤを摩耗させるばかりでなく、道路の路面にもダメージを与えます。
  - 低速ギアでエンジンを高回転させる走行となるため、エンジン音が大きくなり、沿道への騒音がより深刻な問題となります。



# 過積載による罰則

## ・ 運転者に対する罰則

過積載運転をすると、道路交通法に基づき、過積載の程度に応じた違反点数や罰金又は反則金が運転者に課せられます。

## ・ 過積載防止のために運転者に求められることは？

- 過積載の危険性を十分に認識する
- はっきりと断る姿勢を持つ



表7 過積載に対する違反点数・反則金等

過積載の程度	普通車		大型、中型、準中型車等	
	違反点数	反則金	違反点数	反則金
5割未満	1点	25,000円	2点	30,000円
5割以上10割未満	2点	30,000円	3点	40,000円
10割以上	3点	35,000円	6点	※罰金

※6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

大型、中型、準中型車で10割以上の過積載をした場合



# ・過積載の防止

## 積載量の制限

積載量の制限は、車両によって違います。

制限を正しく理解し、適正な積載量での運行を行う必要性を理解しましょう

$$\text{最大積載量} = \text{車両総重量} - (\text{車両重量} + \text{乗車定員重量})$$

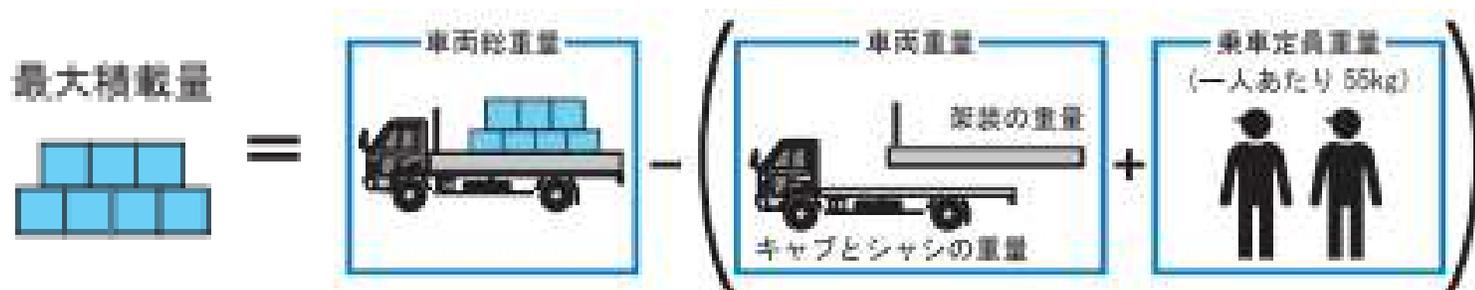


表1 車両総重量の上限(セミトレーラを除く)

最遠軸距 (メートル)	車両総重量 (トン)
5.5未満	20
5.5以上 7未満	22 (長さが9メートル未 満の自動車は20)
7以上	25 (長さが9メートル未 満の自動車は20、長さが 9メートル以上11メー トル未満の自動車は22)

# ・軸重に関する規定及び軸重違反を防止するための積載方法

- ・最大積載量だけでなく、車軸や車輪にかかる重さ（軸重・輪荷重）は決められています。  
**軸重（1本の車軸にかかる重さ）は10tを超えてはならず、**  
**輪荷重（1つの車輪にかかる重さ）は5tを超えてはならないと規定されています。**

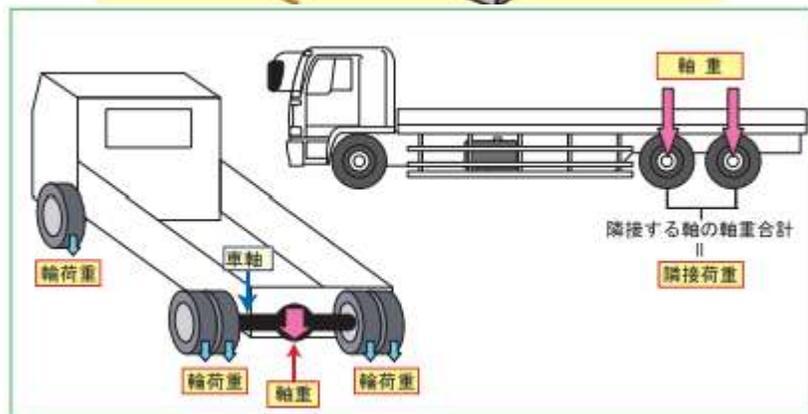
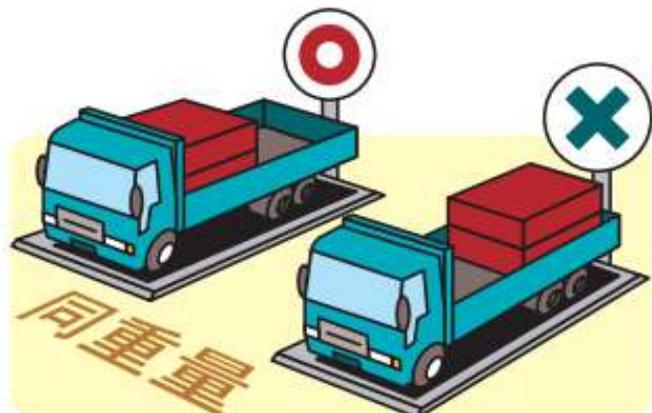


表10 軸重・隣接軸重・輪荷重に関する制限値

項目	保安基準	車両制限令
軸重	10t (けん引自動車のうち告示で定めるものについては、11.5t)	10t
隣接軸重 (隣り合う車軸の軸重の合計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 18t</li> <li>・隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸に係る軸重がいずれも9.5t以下のときは19t</li> <li>・隣り合う車軸の軸距が1.8m以上 20t</li> </ul>	
輪荷重	5t (けん引自動車のうち告示で定めるものについては、5.75t)	5t

※けん引自動車のうち、告示で定めるものとは、「特例8車種をけん引する2軸のエアサストラクタ」のことです。

## 6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項

危険物運搬を行う場合には、危険物の種類、その危険性、性状など、危険物に対する正しい知識を理解することが必要です。**危険物の性状に合わせた対処方法を含めて、運転者は理解を深めましょう。**

### 危険物の種類

輸送する危険物には、次にあげる危険物があります。取扱いと運送に際しては、特に注意が必要です。

#### ・危険物

消防法第1類から第6類（酸化性固体、可燃性固体、自然発火性物質及び禁水性物質、引火性液体自己反応性物質、酸化性液体）のもの

#### ・高圧ガス

高圧ガス保安法の液化ガス、可燃性ガス、毒性ガスなどの高圧ガスのもの

#### ・火薬

火薬類取締法の火薬、爆薬、火工品のもの

#### ・毒物・劇物

毒物及び劇物取締法の毒物、劇物のもの



危

高圧  
ガス

毒

#### ① 危険物の種類

輸送する危険物には、次にあげる危険物があります。取扱いと運送に際しては、特に注意が必要であることを呼び掛けましょう。

危険物	消防法第1類から第6類（酸化性固体、可燃性固体、自然発火性物質及び禁水性物質、引火性液体、自己反応性物質、酸化性液体）のもの
高圧ガス	高圧ガス保安法の液化ガス、可燃性ガス、毒性ガスなどの高圧ガスのもの
火薬	火薬類取締法の火薬、爆薬、火工品のもの
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法の毒物、劇物のもの

#### ② 危険性の有無

輸送する危険物の危険性は、イエローカードにその危険性、有害性が記載されていることを周知しましょう。

危険性	禁水性	水をかけると発火するおそれがあるため、水での消火は厳禁
	爆発性	熱、光、摩擦、衝撃で爆発する。発火物から遠ざけ距離を保つことが必要。
	可燃性など	低温で引火しやすい
有害性	常温	常温で有害ガスを発生する
	加熱時・火災時	加熱・火災時に有害ガスを発生する
	水に接触	水に触れると有害ガスを発生する

# 6 危険物を運搬する場合に留意すべき事項

## 危険物輸送の基本事項

危険物の輸送には、危険物取扱の資格が必要となります。  
 運転にあたっては、安全確認を十分に行い、必要な備品、携行品を確認しましょう。



	資格者など	免状等の携行のイメージ図								
消防法 危険物	指定数量以上（※1）をタンクローリー等で輸送する場合は、危険物の種類に合わせた取扱主任者の資格が必要で、免状は <b>輸送時の携行</b> が義務付けされている 資格には、甲種、丙種、乙種の3種類があり、取り扱える種類の危険物の範囲が異なる									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>移送で取り扱える危険物の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲種</td> <td>全ての危険物</td> </tr> <tr> <td>乙種</td> <td>第1類から第6類の中で取得した類の危険物</td> </tr> <tr> <td>丙種</td> <td>第4類の中の指定された危険物（ガソリン、灯油、軽油等）</td> </tr> </tbody> </table>		移送で取り扱える危険物の種類	甲種	全ての危険物	乙種	第1類から第6類の中で取得した類の危険物	丙種	第4類の中の指定された危険物（ガソリン、灯油、軽油等）	
	移送で取り扱える危険物の種類									
甲種	全ての危険物									
乙種	第1類から第6類の中で取得した類の危険物									
丙種	第4類の中の指定された危険物（ガソリン、灯油、軽油等）									
高圧ガス	法令で定められた数量以上（※2）を輸送する場合は、甲種機械又は化学責任者免状、乙種機械又は化学責任者免状、丙種化学責任者免状等の資格保有者や、所定の講習を終了した移動監視者が必要で、免状や修了証は <b>輸送時の携行</b> が義務付けされている									
毒物 劇物	特定の23物質（21頁の保護員の項に記載）を規定の数量以上取り扱う場合等に『毒物劇物取扱責任者』をおく必要がある									
火薬類	なし									



**※イエローカード**  
 ・イエローカードは、消防法、毒物及び劇物取締法、高圧ガス保安法、火薬類取締法及び道路法で規制される危険物を輸送する場合や高圧ガス保安法の高圧ガスを輸送する場合に、品名別の注意事項等を記載した書面です。輸送中はこれを携行するようにしましょう。

## 12 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法

- ・運転支援装置に関する性能の理解不足や過大評価により事故が発生する場合があります。事故の特徴を理解し、運転支援装置の機能を正確に把握することの必要性を確認しましょう。

### ・運転支援装置の性能及び留意点

- ・衝突被害軽減ブレーキ（前方障害物衝突被害軽減制動制御装置）
- ・アダプティブ・クルーズ・コントロール/ACC（定速走行・車間距離制御装置）
- ・ハンドル操作の警告や支援を行う装置
- ・車両姿勢維持を支援する装置

#### ・衝突被害軽減ブレーキ（前方障害物衝突被害軽減制動制御装置）

##### ○性能

- ・レーダー等により先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視します。
- ・追突の危険性が高まったら、まずは音などにより警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。
- ・それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。
- ・いかなる場合でも衝突を回避できる装置ではないため、運転者は交通状況の把握を常に行う必要があります。

##### ○注意事項

- ・衝突被害軽減ブレーキは、当該システムのみで衝突を回避したり、安全に停止するというものではありません。
- ・レーダーセンサーに汚れ等が付着している際にはシステムが正しく作動しないおそれがあります。





## 第Ⅲ章

トラックやトレーラを安全に運行する上で必要となる留意点や貨物の積載・固縛方法、安全装置の特性を理解した上での運転などのポイントを学びます。

- ・トラックやトレーラの構造とその特性、また特性に応じた安全運行上の留意点
- ・偏荷重や運行中の荷崩れ等が生じないように、貨物の積載方法、貨物の固縛方法など
- ・過積載による危険性、運転者に対する罰則、過積載防止のための配慮事項など
- ・消防法等に基づく危険物の性状等の理解と危険物を運搬する場合の基本的な留意事項
- ・自動車に備えられている安全性の向上を図るための装置の特性と使い方を理解した運転の重要性

全ト協「事業用トラックドライバー研修テキスト」

第5分冊「トラックの構造と特性に合わせた運転」

第6分冊「トラクタとトレーラの構造と特性に合わせた運転」

第7分冊「貨物の正しい積載方法と労働災害の防止」

第8分冊「危険物を輸送する場合に留意すべき事項」

お疲れ様でした。

